平成２９年（フ）第２８号
山梨県甲府市上石田１丁目14番６号　コーポ保坂105号、前住所山梨県甲斐市團子新居613番地５
債務者　大柴やちよ
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
山梨県南巨摩郡身延町下部1130番地32　グランドール下部204号
債務者　今野　治子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４４号
愛知県岡崎市日名中町４番地３　第２葵ハイツ　303
債務者　田内慎一郎
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
大阪市西淀川区佃２丁目５番24―504号
債務者　宮本裕子こと　張　　裕子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９８号
大阪府東大阪市俊徳町２丁目６番８号ユーハイム俊徳408号
債務者　岩野　敏幸
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６１号
大阪府東大阪市昭和町17番８号　サンハイツ昭和町　307、前住所大阪市港区夕凪２丁目２番７号　サンドーム大森　301号
債務者　山隈　　誠
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９９号
大阪市港区磯路３丁目１番14号　ハイネス磯路202号、前住所大阪市北区天神橋６丁目５番９号　アバンダンス天神橋303号室
債務者　小野　絢香
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１２号
大阪府寝屋川市緑町13番８号（202号）、前住所大阪府寝屋川市松屋町19番７―305号
債務者　安川　勝美
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７８６号
大阪府大東市深野３丁目６番９号　深野園住宅Ａ棟510号
債務者　船越　健一
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８０５号
大阪府池田市畑４丁目９番30号　206号室、前住所大阪府池田市渋谷３丁目３番３号　森ハイツ203
債務者　上寺　洋子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８３７号
大阪市住之江区南港中５丁目５番32―103号
債務者　脇田　　譲
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９０４号
大阪市淀川区西三国３丁目９番18号
債務者　森　　美子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９１２号
大阪市港区池島１丁目２番７号　ポートワン202号、前住所大阪市淀川区三津屋中３丁目11番14号　福一荘　209号
債務者　山本　博登
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９１９号
大阪府吹田市川園町61番２―1006号
債務者　小田美枝子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５号
山形県新庄市常葉町２番７号
債務者　岸　　春美
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
山形地方裁判所新庄支部